



兵 警 交 捜 第 649 号

平成 28 年 9 月 2 日

協同組合 日本接骨師会  
保険部長 真竹 晴己 殿

兵庫県警察本部交通部交通捜査課



回 答 書

交通事故の関係者から柔道整復師作成の施術証明書が提出された場合、これを受理し、事件立証上必要な場合を除き、医師の診断書の提出を求めないよう指導しているところですが、適正な取扱いについて、今後も敬養指導を実施し、県下の警察官に対して周知徹底いたします。

以上